

平成 26 年 1 1 月

# 第 4 回稲城市議会定例会議案

（ 1 1 月 2 6 日開会  
月 日閉会 ）

氏 名

稲城市告示第79号

平成26年第4回稲城市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成26年11月19日

稲城市長 高橋 勝 浩

記

1 期 日 平成26年11月26日

2 場 所 稲城市議会議場

## 平成26年第4回稲城市議会定例会議案目録

### <条 例>

第74号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例

第75号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第76号議案 稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第77号議案 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

### <補正予算>

第78号議案 平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）

第79号議案 平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）

第80号議案 平成26年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第2号）

第81号議案 平成26年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算  
（第2号）

第82号議案 平成26年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第83号議案 平成26年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

### <その他>

第84号議案 東京都三市収益事業組合理約の一部を改正する規約

第85号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について

第86号議案 稲城市道路線の廃止について

第 8 7 号議案 稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（建築）請負契約

第 8 8 号議案 稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（電気）請負契約

第 8 9 号議案 稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（機械）請負契約

第 9 0 号議案 専決処分の承認を求めることについて

（平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号））

第74号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

都市計画税の税率を0.27パーセントとする特例措置を平成27年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第25条中「平成26年度分」を「平成27年度分」に改める。

### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（都市計画税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例付則第25条の規定は、平成27年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第75号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「6月に支給する場合には100分の70.0（5級等職員にあつては100分の90.0、6級等職員にあつては100分の100）」を「6月に支給する場合には100分の80（5級等職員にあつては100分の100、6級等職員にあつては100分の110）」に、「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「12月に支給する場合には100分の70.0（5級等職員にあつては100分の90.0、6級等職員にあつては100分の100）」を「12月に支給する場合には100分の85（5級等職員にあつては100分の105、6級等職員にあつては100分の115）」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。



別表第1（第3条関係）  
行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	138,600	201,400	225,200	258,900	288,200	499,700
	2	139,700	203,300	227,200	260,900	290,600	502,200
	3	140,800	205,200	229,200	263,000	293,000	504,700
	4	141,900	207,200	231,100	265,200	295,400	507,100
	5	143,000	209,100	233,000	267,300	297,800	509,500
	6	144,100	211,000	234,900	269,400	300,200	511,900
	7	145,200	212,900	236,900	271,600	302,600	514,300
	8	146,300	214,800	238,900	273,800	305,000	516,700
	9	147,400	216,800	240,900	276,000	307,400	
	10	148,500	218,700	242,800	278,200	309,900	
	11	149,600	220,600	244,800	280,400	312,300	
	12	150,700	222,500	246,800	282,600	314,800	
	13	151,800	224,500	248,800	284,800	317,300	
	14	153,200	226,400	250,900	287,100	319,800	
	15	154,600	228,300	252,900	289,400	322,400	
	16	156,000	230,200	255,000	291,700	324,900	
	17	157,500	232,200	257,100	293,900	327,400	
	18	159,700	234,100	259,200	296,200	330,000	
	19	161,900	236,000	261,300	298,500	332,700	
	20	164,200	237,900	263,400	300,700	335,400	
	21	166,500	239,900	265,500	303,000	338,100	
	22	168,500	241,900	267,600	305,300	340,800	
	23	170,500	243,800	269,700	307,700	343,500	
	24	172,500	245,700	271,900	310,100	346,300	
	25	174,500	247,700	274,100	312,400	349,100	
	26	176,600	249,700	276,300	314,700	351,900	
	27	178,600	251,600	278,400	317,100	354,700	
	28	180,700	253,500	280,600	319,500	357,600	
	29	182,700	255,500	282,800	321,900	360,500	
	30	184,800	257,600	285,100	324,300	363,500	
	31	187,000	259,600	287,300	326,700	366,400	
	32	189,200	261,700	289,500	329,100	369,300	
	33	191,500	263,700	291,700	331,500	372,300	
	34	193,700	265,600	293,900	334,100	375,200	
	35	195,800	267,600	296,200	336,600	378,000	
	36	197,900	269,500	298,400	339,000	380,800	
	37	200,000	271,400	300,600	341,400	383,500	
	38	202,000	273,200	302,800	343,700	386,100	
	39	203,900	275,100	305,100	345,900	388,600	
	40	205,800	277,000	307,300	348,200	391,100	
	41	207,700	278,800	309,600	350,400	393,600	
	42	209,600	280,700	311,900	352,600	396,100	
	43	211,500	282,600	314,300	354,900	398,600	
	44	213,300	284,400	316,600	357,100	401,100	
	45	215,100	286,200	318,900	359,300	403,600	

再任用  
職員以  
外の職  
員

46	217,000	288,000	321,100	361,600	406,000	
47	218,900	289,900	323,300	363,800	408,400	
48	220,700	291,800	325,400	366,000	410,800	
49	222,500	293,600	327,500	368,200	413,200	
50	224,300	295,500	329,700	370,300	415,600	
51	226,100	297,300	331,800	372,500	417,900	
52	227,900	299,100	334,000	374,700	420,200	
53	229,700	300,900	336,100	376,900	422,400	
54	231,500	302,800	338,300	378,900	424,500	
55	233,300	304,600	340,500	380,900	426,600	
56	235,100	306,400	342,600	382,900	428,600	
57	236,900	308,200	344,700	385,000	430,600	
58	238,600	310,000	346,800	386,500	432,500	
59	240,400	311,700	348,900	387,900	434,400	
60	242,100	313,400	350,900	389,300	436,200	
61	243,800	315,200	352,900	390,600	438,000	
62	245,500	316,800	354,900	392,000	439,500	
63	247,300	318,500	356,900	393,400	440,600	
64	249,000	320,100	358,800	394,700	441,500	
65	250,700	321,700	360,600	396,000	442,400	
66	252,500	323,300	362,500	397,300	443,200	
67	254,200	324,800	364,400	398,500	444,000	
68	255,900	326,400	366,300	399,600	444,700	
69	257,600	327,900	368,100	400,700	445,400	
70	259,400	329,400	369,400	401,800	446,100	
71	261,100	330,900	370,700	402,800	446,800	
72	262,800	332,400	371,900	403,800	447,500	
73	264,500	334,000	373,100	404,800	448,200	
74	266,200	335,500	374,400	405,500	448,900	
75	268,000	337,000	375,600	406,300	449,600	
76	269,700	338,400	376,800	407,100	450,200	
77	271,400	339,800	378,000	407,800	450,800	
78	273,100	341,100	378,800	408,400	451,500	
79	274,800	342,300	379,700	409,000	452,100	
80	276,400	343,500	380,600	409,600	452,700	
81	278,000	344,700	381,500	410,200	453,300	
82	279,700	345,800	382,400	410,800	453,900	
83	281,300	346,900	383,200	411,300	454,500	
84	282,900	347,900	384,100	411,800	455,100	
85	284,500	348,900	385,000	412,300	455,700	
86	286,200	349,800	385,900	412,800	456,300	
87	287,800	350,600	386,700	413,300	456,900	
88	289,400	351,400	387,500	413,800	457,400	
89	291,000	352,200	388,300	414,300	458,000	
90	292,500	352,800	388,900	414,900	458,600	
91	294,100	353,400	389,400	415,400	459,100	
92	295,700	353,900	390,000	415,900	459,600	
93	297,200	354,500	390,600	416,300	460,100	
94	298,700	355,000	391,200	416,800	460,600	
95	300,200	355,600	391,700	417,400	461,100	

96	301,700	356,200	392,200	417,900	461,600	
97	303,200	356,700	392,700	418,300	462,000	
98	304,600	357,200	393,200	418,700		
99	305,900	357,600	393,800	419,200		
100	307,300	358,100	394,300	419,600		
101	308,600	358,600	394,800	420,000		
102	309,900	359,000	395,300	420,500		
103	311,200	359,500	395,900	420,900		
104	312,400	360,000	396,400	421,300		
105	313,600	360,400	396,800	421,700		
106	314,600	360,800	397,300	422,100		
107	315,600	361,200	397,800	422,500		
108	316,600	361,600	398,300	423,000		
109	317,500	362,000	398,800	423,400		
110	318,300	362,400	399,300	423,900		
111	319,100	362,800	399,800	424,300		
112	319,900	363,200	400,300	424,700		
113	320,700	363,600	400,800	425,100		
114	321,200	364,000	401,200	425,600		
115	321,800	364,400	401,700	426,000		
116	322,400	364,800	402,100	426,400		
117	322,900	365,200	402,500	426,800		
118	323,400	365,600	403,000	427,200		
119	323,800	366,000	403,400	427,600		
120	324,200	366,400	403,800	428,000		
121	324,600	366,800	404,200	428,500		
122	325,000	367,100	404,600	428,900		
123	325,400	367,500	405,100	429,300		
124	325,800	367,900	405,500	429,700		
125	326,200	368,300	405,900	430,100		
126	326,600	368,600	406,300			
127	327,000	369,000	406,700			
128	327,400	369,400	407,200			
129	327,800	369,800	407,600			
130	328,200		408,100			
131	328,600		408,500			
132	329,000		408,900			
133	329,400		409,300			
134	329,800		409,700			
135	330,200		410,100			
136	330,600		410,500			
137	331,000		410,900			
138	331,300		411,300			
139	331,700		411,700			
140	332,100		412,100			
141	332,500		412,500			
142	332,800					
143	333,200					
144	333,600					
145	334,000					

	146	334,300					
	147	334,700					
	148	335,100					
	149	335,500					
	150	335,800					
	151	336,200					
	152	336,600					
	153	337,000					
再任用 職員		201,500	234,100	268,700	286,300	318,000	435,900

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第16条の3に規定する職員を除く。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、155,100円とする。
- 3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

## 別表第2（第3条関係）

## 行政職給料表(2)

職員の分 区	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	129,400	230,000	270,000	301,900
	2	129,900	231,900	271,800	304,100
	3	130,400	233,700	273,700	306,200
	4	130,900	235,500	275,600	308,300
	5	131,400	237,300	277,500	310,400
	6	131,900	239,000	279,400	312,600
	7	132,400	240,700	281,300	314,700
	8	133,000	242,400	283,100	316,800
	9	133,600	244,000	285,000	318,900
	10	134,100	245,700	286,900	320,900
	11	134,800	247,400	288,700	322,900
	12	135,400	249,100	290,500	324,900
	13	136,000	250,700	292,300	326,800
	14	136,800	252,400	294,100	328,800
	15	137,700	254,100	295,900	330,800
	16	138,600	255,700	297,700	332,800
	17	139,500	257,400	299,500	334,700
	18	140,600	259,100	301,300	336,600
	19	141,800	260,800	303,000	338,500
	20	143,000	262,400	304,700	340,500
	21	144,200	264,000	306,400	342,300
	22	145,400	265,800	308,000	344,300
	23	146,600	267,400	309,700	346,200
	24	147,800	269,000	311,300	348,100
	25	149,000	270,600	312,900	350,000
	26	150,400	272,300	314,400	351,700
	27	151,900	274,000	315,900	353,300
	28	153,400	275,600	317,400	354,900
	29	154,900	277,200	318,800	356,500
	30	156,500	278,800	320,300	357,800
	31	158,100	280,300	321,800	359,000
	32	159,700	281,800	323,200	360,200
	33	161,400	283,300	324,600	361,400
	34	163,000	284,800	326,000	362,500
	35	164,700	286,100	327,400	363,500
	36	166,400	287,500	328,800	364,600
	37	168,100	288,900	330,100	365,600
	38	169,700	290,300	331,400	366,600
	39	171,400	291,700	332,600	367,500
	40	173,100	293,000	333,700	368,400
	41	174,800	294,300	334,900	369,300
	42	176,300	295,500	335,900	370,200
	43	177,700	296,700	336,800	371,000
	44	179,100	297,900	337,700	371,800
	45	180,500	299,100	338,600	372,600

再任用  
職員以外  
の職員

46	182,000	300,200	339,500	373,200
47	183,500	301,200	340,300	373,800
48	185,000	302,200	341,100	374,400
49	186,600	303,200	341,900	375,000
50	188,300	304,200	342,700	375,500
51	190,000	305,200	343,400	375,900
52	191,700	306,100	344,100	376,300
53	193,300	307,000	344,800	376,700
54	195,000	307,900	345,500	377,100
55	196,700	308,800	346,200	377,500
56	198,400	309,700	346,900	377,900
57	200,100	310,600	347,500	378,300
58	201,700	311,400	348,000	378,700
59	203,300	312,200	348,500	379,100
60	204,900	313,000	349,000	379,500
61	206,500	313,800	349,400	379,800
62	208,100	314,500	349,800	380,200
63	209,700	315,100	350,200	380,600
64	211,300	315,700	350,600	380,900
65	212,900	316,300	351,000	381,200
66	214,500	316,900	351,400	381,600
67	216,100	317,500	351,800	382,000
68	217,700	318,100	352,200	382,300
69	219,300	318,700	352,500	382,600
70	220,900	319,300	352,900	383,000
71	222,500	319,800	353,300	383,400
72	224,000	320,300	353,700	383,700
73	225,500	320,800	354,000	384,000
74	227,100	321,300	354,400	384,400
75	228,700	321,800	354,800	384,700
76	230,200	322,300	355,100	385,000
77	231,700	322,700	355,400	385,300
78	233,300	323,200	355,800	385,600
79	234,900	323,700	356,100	385,900
80	236,400	324,100	356,400	386,200
81	237,900	324,500	356,700	386,500
82	239,500	324,900	357,100	386,800
83	241,100	325,300	357,400	387,100
84	242,600	325,600	357,700	387,400
85	244,100	325,900	358,000	387,700
86	245,700	326,300	358,400	388,000
87	247,200	326,700	358,700	388,300
88	248,700	327,000	359,000	388,600
89	250,200	327,300	359,300	388,900
90	251,700	327,700	359,700	389,200
91	253,200	328,000	360,000	389,500
92	254,700	328,300	360,300	389,800
93	256,200	328,600	360,600	390,100
94	257,800	329,000	361,000	390,400
95	259,300	329,300	361,300	390,700

96	260,600	329,600	361,600	391,000
97	262,000	329,900	361,900	391,300
98	263,500	330,300	362,200	391,600
99	265,000	330,600	362,500	391,900
100	266,400	330,900	362,800	392,200
101	267,800	331,200	363,100	392,500
102	269,100	331,600	363,400	392,800
103	270,400	331,900	363,700	393,100
104	271,600	332,200	364,000	393,400
105	272,800	332,500	364,300	393,700
106	273,900	332,900	364,600	394,000
107	275,000	333,200	364,900	394,300
108	276,000	333,500	365,200	394,600
109	277,000	333,800	365,500	394,900
110	278,000	334,100	365,800	395,200
111	279,000	334,400	366,100	395,500
112	279,800	334,700	366,400	395,800
113	280,700	335,000	366,700	396,100
114	281,500	335,300	367,000	396,400
115	282,300	335,600	367,300	396,700
116	283,100	335,900	367,600	397,000
117	283,900	336,200	367,900	397,300
118	284,500	336,500	368,200	397,600
119	285,100	336,800	368,500	397,900
120	285,700	337,100	368,800	398,200
121	286,200	337,400	369,100	398,500
122	286,700	337,700	369,400	398,800
123	287,100	338,000	369,700	399,100
124	287,500	338,300	370,000	399,400
125	287,900	338,600	370,300	399,700
126	288,300	338,900	370,600	400,000
127	288,700	339,200	370,900	400,300
128	289,100	339,500	371,200	400,600
129	289,500	339,800	371,500	400,900
130	289,900	340,100	371,800	401,200
131	290,300	340,400	372,100	401,500
132	290,700	340,700	372,400	401,800
133	291,000	341,000	372,700	402,100
134	291,400	341,300	373,000	402,400
135	291,800	341,600	373,300	402,700
136	292,100	341,900	373,600	403,000
137	292,400	342,200	373,900	403,300
138	292,800	342,500	374,200	403,600
139	293,100	342,800	374,500	403,900
140	293,400	343,100	374,800	404,200
141	293,700	343,400	375,100	404,500
142	294,100	343,700	375,400	404,800
143	294,400	344,000	375,700	405,100
144	294,700	344,300	376,000	405,400
145	295,000	344,600	376,300	405,700

146	295,400	344,900	376,600	406,000
147	295,700	345,200	376,900	406,300
148	296,000	345,500	377,200	406,600
149	296,300	345,800	377,500	406,900
150	296,700	346,100	377,800	
151	297,000	346,400	378,100	
152	297,300	346,700	378,400	
153	297,600	347,000	378,700	
154	298,000	347,300	379,000	
155	298,300	347,600	379,300	
156	298,600	347,900	379,600	
157	298,900	348,200	379,900	
158	299,200	348,500	380,200	
159	299,500	348,800	380,500	
160	299,800	349,100	380,800	
161	300,100	349,400	381,100	
162	300,400	349,700	381,400	
163	300,700	350,000	381,700	
164	301,000	350,300	382,000	
165	301,300	350,600	382,300	
166	301,600	350,900	382,600	
167	301,900	351,200	382,900	
168	302,200	351,500	383,200	
169	302,500	351,800	383,500	
170	302,800	352,100	383,800	
171	303,100	352,400	384,100	
172	303,400	352,700	384,400	
173	303,700	353,000	384,700	
174	304,000	353,300	385,000	
175	304,300	353,600	385,300	
176	304,600	353,900	385,600	
177	304,900	354,200	385,900	
178	305,200	354,500	386,200	
179	305,500	354,800	386,500	
180	305,800	355,100	386,800	
181	306,100	355,400	387,100	
182	306,400	355,700	387,400	
183	306,700	356,000	387,700	
184	307,000	356,300	388,000	
185	307,300	356,600	388,300	
186	307,600	356,900	388,600	
187	307,900	357,200	388,900	
188	308,200	357,500	389,200	
189	308,500	357,800	389,500	
190	308,800	358,100	389,800	
191	309,100	358,400	390,100	
192	309,400	358,700	390,400	
193	309,700	359,000	390,700	
194	310,000	359,300		
195	310,300	359,600		



196	310,600	359,900		
197	310,900	360,200		
198	311,200	360,500		
199	311,500	360,800		
200	311,800	361,100		
201	312,100	361,400		
202	312,400	361,700		
203	312,700	362,000		
204	313,000	362,300		
205	313,300	362,600		
206	313,600	362,900		
207	313,900	363,200		
208	314,200	363,500		
209	314,500	363,800		
210	314,800	364,100		
211	315,100	364,400		
212	315,400	364,700		
213	315,700	365,000		
214	316,000	365,300		
215	316,300	365,600		
216	316,600	365,900		
217	316,900	366,200		
218	317,200	366,500		
219	317,500	366,800		
220	317,800	367,100		
221	318,100	367,400		
222	318,400	367,700		
223	318,700	368,000		
224	319,000	368,300		
225	319,300	368,600		
226	319,600			
227	319,900			
228	320,200			
229	320,500			
230	320,800			
231	321,100			
232	321,400			
233	321,700			
234	322,000			
235	322,300			
236	322,600			
237	322,900			
238	323,200			
239	323,500			
240	323,800			
241	324,100			
242	324,400			
243	324,700			
244	325,000			
245	325,300			

246	325,600			
247	325,900			
248	326,200			
249	326,500			
250	326,800			
251	327,100			
252	327,400			
253	327,700			
254	328,000			
255	328,300			
256	328,600			
257	328,900			
258	329,200			
259	329,500			
260	329,800			
261	330,100			
262	330,400			
263	330,700			
264	331,000			
265	331,300			
266	331,600			
267	331,900			
268	332,200			
269	332,500			
270	332,800			
271	333,100			
272	333,400			
273	333,700			
再任用 職員	211,400	225,900	246,500	278,300

備考 この表は、自動車運転、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、市規則で定めるものに適用する。

## 別表第3（第3条関係）

## 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	213,600	324,000	427,700
	2	216,000	327,900	430,800
	3	218,400	331,800	433,800
	4	220,900	335,700	436,700
	5	223,400	339,600	439,600
	6	225,900	343,500	442,600
	7	228,400	347,400	445,500
	8	230,900	351,400	448,400
	9	233,500	355,400	451,300
	10	236,200	359,400	454,200
	11	238,900	363,300	457,100
	12	241,600	367,300	460,000
	13	244,300	371,300	463,000
	14	248,200	375,300	465,900
	15	252,100	379,400	468,700
	16	256,100	383,500	471,500
	17	260,100	387,600	474,300
	18	264,100	390,500	477,100
	19	268,100	393,400	479,900
	20	272,300	396,300	482,600
	21	276,400	399,200	485,400
	22	280,400	402,000	488,100
	23	284,300	404,700	490,800
	24	288,100	407,400	493,400
	25	291,900	410,100	496,000
	26	295,600	412,800	498,600
	27	299,200	415,400	501,200
	28	302,800	417,900	503,700
	29	306,300	420,500	506,200
	30	309,900	423,000	508,700
	31	313,500	425,500	511,200
	32	317,100	428,000	513,700
	33	320,600	430,400	516,200
	34	324,200	432,800	518,800
	35	327,800	435,200	521,300
	36	331,300	437,500	523,700
	37	334,700	439,900	526,100
	38	337,900	442,200	528,500
	39	341,100	444,500	530,900
	40	344,300	446,900	533,300
	41	347,400	449,300	535,700
	42	350,500	451,600	537,800
	43	353,600	453,800	539,800
	44	356,700	456,000	541,800
	45	359,700	458,200	543,800
	46	362,800	460,500	545,600

再任用  
職員以  
外の職  
員

47	365,900	462,700	547,200
48	368,900	464,800	548,700
49	371,900	466,800	550,200
50	373,900	468,700	551,600
51	375,900	470,500	553,000
52	377,900	472,300	554,400
53	379,800	474,000	555,800
54	381,600	475,400	557,200
55	383,500	476,700	558,500
56	385,400	478,000	559,800
57	387,200	479,200	561,000
58	388,700	480,300	562,200
59	390,300	481,400	563,300
60	391,900	482,500	564,400
61	393,500	483,500	565,500
62	394,700	484,600	566,600
63	395,800	485,600	567,700
64	396,900	486,500	568,800
65	398,000	487,400	569,900
66	399,000	488,200	570,900
67	400,000	488,900	571,900
68	400,900	489,600	572,900
69	401,800	490,300	573,900
70	402,600	491,000	574,900
71	403,400	491,700	575,900
72	404,200	492,300	576,900
73	404,900	492,900	577,800
74	405,600	493,500	578,800
75	406,300	494,100	579,800
76	407,100	494,700	580,700
77	407,900	495,300	581,600
78	408,700	495,900	582,500
79	409,400	496,500	583,400
80	410,100	497,000	584,300
81	410,800	497,600	585,200
82	411,500	498,200	586,100
83	412,200	498,800	587,000
84	412,900	499,400	587,900
85	413,600	499,900	588,800
86	414,200	500,500	589,700
87	414,900	501,000	590,600
88	415,600	501,600	591,400
89	416,300	502,100	592,100
90	416,800	502,600	592,900
91	417,300	503,200	593,700
92	417,800	503,800	594,500
93	418,300	504,300	595,300
94	418,800	504,900	596,000
95	419,300	505,500	596,800
96	419,800	506,000	597,600
97	420,300	506,500	598,400

98	420,800	507,100	599,100
99	421,300	507,700	599,800
100	421,800	508,200	600,600
101	422,200	508,700	601,300
102	422,700	509,300	602,000
103	423,200	509,900	602,800
104	423,700	510,400	603,500
105	424,100	510,900	604,200
106	424,600		604,800
107	425,100		605,500
108	425,600		606,200
109	426,000		606,900
110			607,600
111			608,300
112			609,000
113			609,700
114			610,400
115			611,100
116			611,800
117			612,500
118			613,200
119			613,900
120			614,600
121			615,300
122			616,000
123			616,700
124			617,400
125			618,100
126			618,800
127			619,500
128			620,200
129			620,900
130			621,600
131			622,300
132			623,000
133			623,700
134			624,400
135			625,100
136			625,800
137			626,500
138			627,200
139			627,900
140			628,600
141			629,300
142			630,000
143			630,700
144			631,400
145			632,100
再任用 職員	293,700	352,800	410,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で、市規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）  
医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	139,200	203,000	225,500	258,900	288,200	516,700
	2	140,300	204,600	227,500	260,900	290,600	519,300
	3	141,500	206,200	229,500	263,000	293,000	521,900
	4	142,700	208,000	231,400	265,200	295,400	524,500
	5	143,900	209,800	233,300	267,300	297,800	527,100
	6	145,100	211,500	235,300	269,400	300,200	529,700
	7	146,300	213,200	237,300	271,600	302,600	532,200
	8	147,500	215,100	239,300	273,800	305,000	534,700
	9	148,700	217,100	241,200	276,000	307,400	
	10	150,000	219,000	243,100	278,200	309,900	
	11	151,300	220,900	245,100	280,400	312,300	
	12	152,600	222,800	247,200	282,600	314,800	
	13	153,900	224,700	249,200	284,800	317,300	
	14	155,300	226,600	251,200	287,100	319,800	
	15	156,700	228,500	253,200	289,400	322,400	
	16	158,200	230,500	255,300	291,700	324,900	
	17	159,700	232,400	257,400	293,900	327,400	
	18	161,200	234,300	259,500	296,200	330,000	
	19	162,700	236,200	261,500	298,500	332,700	
	20	164,200	238,100	263,600	300,700	335,400	
	21	165,800	240,100	265,700	303,000	338,100	
	22	168,500	242,100	267,800	305,300	340,800	
	23	171,200	244,000	269,900	307,700	343,500	
	24	173,900	245,900	272,100	310,100	346,300	
	25	176,600	247,900	274,300	312,400	349,100	
	26	178,400	249,800	276,500	314,700	351,900	
	27	180,300	251,700	278,700	317,100	354,700	
	28	182,200	253,700	280,900	319,500	357,600	
	29	184,100	255,800	283,100	321,900	360,500	
	30	186,000	257,800	285,300	324,300	363,500	
	31	188,000	259,800	287,500	326,700	366,400	
	32	190,200	261,800	289,700	329,100	369,300	
	33	192,300	263,900	291,900	331,500	372,300	
	34	194,400	265,900	294,100	334,100	375,200	
	35	196,600	267,800	296,300	336,600	378,000	
	36	198,800	269,700	298,500	339,000	380,800	
	37	200,800	271,600	300,700	341,400	383,500	
	38	202,700	273,400	302,900	343,700	386,100	
	39	204,500	275,300	305,100	345,900	388,600	
	40	206,200	277,100	307,300	348,200	391,100	
	41	207,900	279,000	309,600	350,400	393,600	
	42	209,800	280,900	311,900	352,600	396,100	
	43	211,600	282,700	314,300	354,900	398,600	
	44	213,400	284,500	316,600	357,100	401,100	
	45	215,200	286,400	318,900	359,300	403,600	

再任用  
職員以  
外の職  
員

46	217,100	288,200	321,100	361,600	406,000	
47	219,000	290,100	323,300	363,800	408,400	
48	220,900	292,000	325,400	366,000	410,800	
49	222,800	293,800	327,500	368,200	413,200	
50	224,600	295,700	329,700	370,300	415,600	
51	226,400	297,500	331,800	372,500	417,900	
52	228,200	299,300	334,000	374,700	420,200	
53	230,100	301,100	336,100	376,900	422,400	
54	231,900	302,900	338,300	378,900	424,500	
55	233,800	304,700	340,500	380,900	426,600	
56	235,600	306,500	342,600	382,900	428,600	
57	237,400	308,300	344,700	384,900	430,600	
58	239,200	310,100	346,800	386,400	432,500	
59	241,000	311,800	348,900	387,900	434,400	
60	242,700	313,500	350,900	389,300	436,200	
61	244,400	315,300	352,900	390,600	438,000	
62	246,100	316,900	354,900	392,000	439,500	
63	247,900	318,600	356,900	393,400	440,600	
64	249,700	320,200	358,800	394,700	441,500	
65	251,400	321,800	360,600	396,000	442,400	
66	253,100	323,400	362,500	397,300	443,200	
67	254,800	324,900	364,400	398,500	444,000	
68	256,600	326,500	366,300	399,600	444,700	
69	258,300	328,100	368,100	400,700	445,400	
70	260,000	329,600	369,400	401,800	446,100	
71	261,700	331,200	370,700	402,800	446,800	
72	263,500	332,700	371,900	403,800	447,500	
73	265,200	334,300	373,100	404,800	448,200	
74	266,900	335,900	374,400	405,500	448,900	
75	268,600	337,400	375,600	406,300	449,600	
76	270,200	338,800	376,800	407,100	450,200	
77	271,800	340,100	378,000	407,800	450,800	
78	273,400	341,300	378,800	408,400	451,500	
79	275,100	342,500	379,700	409,000	452,100	
80	276,700	343,700	380,600	409,600	452,700	
81	278,400	344,800	381,500	410,200	453,300	
82	280,100	345,900	382,400	410,800	453,900	
83	281,600	346,900	383,200	411,300	454,500	
84	283,200	347,900	384,100	411,800	455,100	
85	284,800	348,900	385,000	412,300	455,700	
86	286,300	349,800	385,900	412,800	456,300	
87	287,900	350,600	386,700	413,300	456,900	
88	289,400	351,400	387,500	413,800	457,400	
89	291,000	352,200	388,300	414,300	458,000	
90	292,500	352,800	388,900	414,900	458,600	
91	294,100	353,400	389,400	415,400	459,100	
92	295,700	353,900	390,000	415,900	459,600	
93	297,200	354,500	390,600	416,300	460,100	
94	298,700	355,000	391,200	416,800	460,600	
95	300,200	355,600	391,700	417,400	461,100	

96	301,700	356,200	392,200	417,900	461,600	
97	303,100	356,700	392,700	418,300	462,100	
98	304,500	357,200	393,200	418,700	462,600	
99	305,800	357,600	393,800	419,200	463,100	
100	307,100	358,100	394,300	419,600	463,600	
101	308,400	358,600	394,800	420,000	464,100	
102	309,600	359,000	395,300	420,500	464,600	
103	310,800	359,500	395,900	420,900	465,100	
104	312,000	359,800	396,400	421,300	465,600	
105	313,100	360,100	396,800	421,700	466,100	
106	314,000	360,400	397,300	422,100	466,600	
107	314,900	360,800	397,800	422,500	467,100	
108	315,900	361,200	398,300	423,000	467,600	
109	316,900	361,600	398,800	423,400	468,100	
110	317,800	361,900	399,300	423,900	468,600	
111	318,700	362,300	399,800	424,300	469,100	
112	319,600	362,700	400,200	424,700		
113	320,400	363,100	400,700	425,100		
114	321,000	363,500	401,100	425,600		
115	321,700	363,800	401,600	426,000		
116	322,300	364,200	402,000	426,400		
117	322,800	364,600	402,400	426,800		
118	323,200	364,900	402,900	427,200		
119	323,600	365,300	403,300	427,600		
120	323,900	365,700	403,700	428,000		
121	324,300	366,100	404,100	428,500		
122	324,700	366,400	404,500			
123	325,100	366,800	405,000			
124	325,400	367,200	405,400			
125	325,800	367,600	405,800			
126	326,200		406,200			
127	326,600		406,600			
128	326,900		407,100			
129	327,300		407,500			
130	327,700		407,900			
131	328,100		408,300			
132	328,400		408,700			
133	328,800		409,100			
134	329,200					
135	329,600					
136	329,900					
137	330,300					
138	330,600					
139	331,000					
140	331,400					
141	331,800					
142	332,200					
143	332,600					
144	332,900					
145	333,300					



	146	333,700					
	147	334,100					
	148	334,500					
	149	334,800					
再任用 職員		203,700	235,400	269,100	286,900	318,000	435,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、市規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)  
医療職給料表(3)

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,900	204,700	225,500	250,500	279,100	516,700
	2	152,300	206,300	227,500	252,600	281,300	519,300
	3	153,800	208,000	229,400	254,700	283,600	521,900
	4	155,300	209,800	231,300	256,800	285,900	524,500
	5	156,800	211,500	233,300	258,900	288,200	527,100
	6	158,300	213,200	235,300	260,900	290,600	529,700
	7	159,800	214,900	237,200	263,000	293,000	532,200
	8	161,300	216,600	239,200	265,200	295,400	534,700
	9	162,700	218,300	241,100	267,300	297,800	
	10	164,200	220,000	243,100	269,400	300,200	
	11	165,800	221,700	245,100	271,600	302,600	
	12	167,300	223,400	247,100	273,800	305,000	
	13	168,900	225,200	249,100	276,000	307,400	
	14	170,500	227,000	251,200	278,200	309,900	
	15	172,100	228,900	253,200	280,400	312,300	
	16	173,700	230,700	255,300	282,600	314,800	
	17	175,300	232,600	257,400	284,800	317,300	
	18	176,900	234,500	259,500	287,100	319,800	
	19	178,500	236,300	261,600	289,400	322,400	
	20	180,100	238,200	263,700	291,700	324,900	
	21	181,700	240,100	265,800	293,900	327,400	
	22	183,500	242,100	268,000	296,200	330,000	
	23	185,500	244,100	270,100	298,500	332,700	
	24	187,500	246,000	272,200	300,700	335,400	
	25	189,300	247,900	274,300	303,000	338,100	
	26	190,900	249,800	276,500	305,300	340,800	
	27	192,500	251,800	278,700	307,700	343,500	
	28	194,100	253,800	280,900	310,100	346,300	
	29	195,800	255,900	283,100	312,400	349,100	
	30	197,500	257,900	285,300	314,700	351,900	
	31	199,200	259,900	287,500	317,100	354,700	
	32	200,800	262,000	289,700	319,500	357,600	
	33	202,500	264,200	291,900	321,900	360,500	
	34	204,200	266,100	294,100	324,300	363,500	
	35	205,900	268,000	296,400	326,700	366,400	
	36	207,600	269,900	298,600	329,100	369,300	
	37	209,300	271,800	300,800	331,500	372,300	
	38	211,000	273,600	303,100	334,100	375,200	
	39	212,700	275,500	305,400	336,600	378,000	
	40	214,400	277,400	307,600	339,000	380,800	
	41	216,100	279,200	309,800	341,400	383,500	
	42	217,800	281,100	312,200	343,700	386,100	
	43	219,500	282,900	314,600	345,900	388,600	
	44	221,200	284,700	316,900	348,200	391,100	
	45	222,900	286,600	319,200	350,400	393,600	

再任用  
職員以  
外の職  
員

46	224,500	288,500	321,500	352,600	396,100	
47	226,200	290,300	323,700	354,900	398,600	
48	228,000	292,100	325,900	357,100	401,100	
49	229,900	294,000	328,000	359,300	403,600	
50	231,800	295,800	330,200	361,600	406,000	
51	233,600	297,700	332,400	363,800	408,400	
52	235,400	299,500	334,600	366,000	410,800	
53	237,300	301,400	336,600	368,200	413,200	
54	239,100	303,200	338,600	370,300	415,600	
55	240,800	305,000	340,700	372,500	417,900	
56	242,500	306,900	342,800	374,700	420,200	
57	244,200	308,700	344,900	376,900	422,400	
58	246,000	310,600	347,000	378,900	424,500	
59	247,700	312,200	349,100	380,900	426,600	
60	249,400	313,800	351,200	382,900	428,600	
61	251,100	315,500	353,100	385,000	430,600	
62	252,900	317,100	355,100	386,400	432,500	
63	254,600	318,700	357,100	387,800	434,400	
64	256,300	320,300	359,000	389,200	436,200	
65	257,900	321,800	360,800	390,500	438,000	
66	259,600	323,400	362,500	391,900	439,500	
67	261,300	324,900	364,400	393,200	440,600	
68	263,000	326,500	366,300	394,500	441,500	
69	264,700	328,100	368,100	395,900	442,400	
70	266,400	329,600	369,400	397,200	443,200	
71	268,200	331,200	370,700	398,400	444,000	
72	269,900	332,700	371,900	399,500	444,700	
73	271,500	334,300	373,100	400,500	445,400	
74	273,200	335,900	374,400	401,600	446,100	
75	274,900	337,400	375,600	402,600	446,800	
76	276,500	338,800	376,800	403,600	447,500	
77	278,100	340,100	378,000	404,600	448,200	
78	279,800	341,400	378,800	405,400	448,900	
79	281,400	342,600	379,700	406,200	449,600	
80	283,000	343,800	380,600	406,900	450,200	
81	284,600	344,900	381,400	407,600	450,800	
82	286,200	346,000	382,300	408,200	451,500	
83	287,800	347,100	383,100	408,800	452,100	
84	289,400	348,100	384,000	409,400	452,700	
85	291,000	349,200	384,800	409,900	453,300	
86	292,500	350,200	385,700	410,500	453,900	
87	294,100	351,000	386,500	411,100	454,500	
88	295,700	351,800	387,300	411,600	455,100	
89	297,200	352,500	388,100	412,100	455,700	
90	298,700	353,000	388,700	412,700	456,300	
91	300,200	353,500	389,200	413,200	456,900	
92	301,700	354,000	389,800	413,700	457,400	
93	303,200	354,600	390,400	414,100	458,000	
94	304,600	355,100	391,000	414,600	458,500	
95	305,900	355,600	391,500	415,100	459,000	

96	307,300	356,200	392,000	415,600	459,500	
97	308,600	356,700	392,500	416,100	460,000	
98	309,900	357,200	393,000	416,700	460,500	
99	311,100	357,600	393,600	417,200	461,000	
100	312,200	358,100	394,100	417,600	461,500	
101	313,300	358,600	394,600	418,000	462,000	
102	314,300	359,000	395,100	418,500	462,500	
103	315,200	359,400	395,600	419,000	463,000	
104	316,100	359,800	396,100	419,400	463,500	
105	317,000	360,100	396,500	419,800	464,000	
106	317,900	360,500	397,000	420,300	464,500	
107	318,700	360,900	397,500	420,800	465,000	
108	319,500	361,300	397,900	421,200	465,500	
109	320,200	361,600	398,300	421,600	466,000	
110	320,800	361,900	398,800	422,000	466,500	
111	321,300	362,300	399,300	422,400	467,000	
112	321,900	362,700	399,700	422,900		
113	322,300	363,100	400,100	423,300		
114	322,700	363,500	400,600	423,800		
115	323,100	363,900	401,100	424,200		
116	323,500	364,200	401,500	424,600		
117	323,800	364,600	401,900	425,000		
118	324,200	365,000	402,400			
119	324,600	365,400	402,900			
120	325,000	365,800	403,300			
121	325,300	366,100	403,700			
122	325,700	366,400	404,200			
123	326,100	366,800	404,700			
124	326,500	367,200	405,100			
125	326,800	367,600	405,500			
126	327,200	367,900	406,000			
127	327,600	368,300	406,400			
128	328,000	368,700	406,900			
129	328,300	369,100	407,300			
130	328,600					
131	329,000					
132	329,400					
133	329,800					
134	330,100					
135	330,500					
136	330,900					
137	331,300					
138	331,600					
139	332,000					
140	332,400					
141	332,800					
142	333,100					
143	333,500					
144	333,900					
145	334,300					

再任用 職員		207,700	236,600	269,100	286,900	318,000	435,900
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、市規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第3条関係)  
消防職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	138,600	201,400	225,200	258,900	288,200	516,700
	2	139,700	203,300	227,200	260,900	290,600	519,300
	3	140,800	205,200	229,200	263,000	293,000	521,900
	4	141,900	207,200	231,100	265,200	295,400	524,500
	5	143,000	209,100	233,000	267,300	297,800	527,100
	6	144,100	211,000	234,900	269,400	300,200	529,700
	7	145,200	212,900	236,900	271,600	302,600	532,200
	8	146,300	214,800	238,900	273,800	305,000	534,700
	9	147,400	216,800	240,900	276,000	307,400	
	10	148,500	218,700	242,800	278,200	309,900	
	11	149,600	220,600	244,800	280,400	312,300	
	12	150,700	222,500	246,800	282,600	314,800	
	13	151,800	224,500	248,800	284,800	317,300	
	14	153,200	226,400	250,900	287,100	319,800	
	15	154,600	228,300	252,900	289,400	322,400	
	16	156,000	230,200	255,000	291,700	324,900	
	17	157,500	232,200	257,100	293,900	327,400	
	18	159,700	234,100	259,200	296,200	330,000	
	19	161,900	236,000	261,300	298,500	332,700	
	20	164,200	237,900	263,400	300,700	335,400	
	21	166,500	239,900	265,500	303,000	338,100	
	22	168,500	241,900	267,600	305,300	340,800	
	23	170,500	243,800	269,700	307,700	343,500	
	24	172,500	245,700	271,900	310,100	346,300	
	25	174,500	247,700	274,100	312,400	349,100	
	26	176,600	249,700	276,300	314,700	351,900	
	27	178,600	251,600	278,400	317,100	354,700	
	28	180,700	253,500	280,600	319,500	357,600	
	29	182,700	255,500	282,800	321,900	360,500	
	30	184,800	257,600	285,100	324,300	363,500	
	31	187,000	259,600	287,300	326,700	366,400	
	32	189,200	261,700	289,500	329,100	369,300	
	33	191,500	263,700	291,700	331,500	372,300	
	34	193,700	265,600	293,900	334,100	375,200	
	35	195,800	267,600	296,200	336,600	378,000	
	36	197,900	269,500	298,400	339,000	380,800	
	37	200,000	271,400	300,600	341,400	383,500	
	38	202,000	273,200	302,800	343,700	386,100	
	39	203,900	275,100	305,100	345,900	388,600	
	40	205,800	277,000	307,300	348,200	391,100	
	41	207,700	278,800	309,600	350,400	393,600	
	42	209,600	280,700	311,900	352,600	396,100	
	43	211,500	282,600	314,300	354,900	398,600	
	44	213,300	284,400	316,600	357,100	401,100	
	45	215,100	286,200	318,900	359,300	403,600	

再任用  
職員以  
外の職  
員

46	217,000	288,000	321,100	361,600	406,000	
47	218,900	289,900	323,300	363,800	408,400	
48	220,700	291,800	325,400	366,000	410,800	
49	222,500	293,600	327,500	368,200	413,200	
50	224,300	295,500	329,700	370,300	415,600	
51	226,100	297,300	331,800	372,500	417,900	
52	227,900	299,100	334,000	374,700	420,200	
53	229,700	300,900	336,100	376,900	422,400	
54	231,500	302,800	338,300	378,900	424,500	
55	233,300	304,600	340,500	380,900	426,600	
56	235,100	306,400	342,600	382,900	428,600	
57	236,900	308,200	344,700	385,000	430,600	
58	238,600	310,000	346,800	386,500	432,500	
59	240,400	311,700	348,900	387,900	434,400	
60	242,100	313,400	350,900	389,300	436,200	
61	243,800	315,200	352,900	390,600	438,000	
62	245,500	316,800	354,900	392,000	439,500	
63	247,300	318,500	356,900	393,400	440,600	
64	249,000	320,100	358,800	394,700	441,500	
65	250,700	321,700	360,600	396,000	442,400	
66	252,500	323,300	362,500	397,300	443,200	
67	254,200	324,800	364,400	398,500	444,000	
68	255,900	326,400	366,300	399,600	444,700	
69	257,600	327,900	368,100	400,700	445,400	
70	259,400	329,400	369,400	401,800	446,100	
71	261,100	330,900	370,700	402,800	446,800	
72	262,800	332,400	371,900	403,800	447,500	
73	264,500	334,000	373,100	404,800	448,200	
74	266,200	335,500	374,400	405,500	448,900	
75	268,000	337,000	375,600	406,300	449,600	
76	269,700	338,400	376,800	407,100	450,200	
77	271,400	339,800	378,000	407,800	450,800	
78	273,100	341,100	378,800	408,400	451,500	
79	274,800	342,300	379,700	409,000	452,100	
80	276,400	343,500	380,600	409,600	452,700	
81	278,000	344,700	381,500	410,200	453,300	
82	279,700	345,800	382,400	410,800	453,900	
83	281,300	346,900	383,200	411,300	454,500	
84	282,900	347,900	384,100	411,800	455,100	
85	284,500	348,900	385,000	412,300	455,700	
86	286,200	349,800	385,900	412,800	456,300	
87	287,800	350,600	386,700	413,300	456,900	
88	289,400	351,400	387,500	413,800	457,400	
89	291,000	352,200	388,300	414,300	458,000	
90	292,500	352,800	388,900	414,900	458,600	
91	294,100	353,400	389,400	415,400	459,100	
92	295,700	353,900	390,000	415,900	459,600	
93	297,200	354,500	390,600	416,300	460,100	
94	298,700	355,000	391,200	416,800	460,600	
95	300,200	355,600	391,700	417,400	461,100	

96	301,700	356,200	392,200	417,900	461,600	
97	303,200	356,700	392,700	418,300	462,000	
98	304,600	357,200	393,200	418,700	462,400	
99	305,900	357,600	393,800	419,200	462,800	
100	307,300	358,100	394,300	419,600	463,200	
101	308,600	358,600	394,800	420,000	463,600	
102	309,900	359,000	395,300	420,500	464,000	
103	311,200	359,500	395,900	420,900	464,400	
104	312,400	360,000	396,400	421,300	464,800	
105	313,600	360,400	396,800	421,700	465,200	
106	314,600	360,800	397,300	422,100	465,600	
107	315,600	361,200	397,800	422,500	466,000	
108	316,600	361,600	398,300	423,000	466,400	
109	317,500	362,000	398,800	423,400	466,800	
110	318,300	362,400	399,300	423,900	467,200	
111	319,100	362,800	399,800	424,300	467,600	
112	319,900	363,200	400,300	424,700	468,000	
113	320,700	363,600	400,800	425,100	468,400	
114	321,200	364,000	401,200	425,600	468,800	
115	321,800	364,400	401,700	426,000	469,200	
116	322,400	364,800	402,100	426,400	469,600	
117	322,900	365,200	402,500	426,800	470,000	
118	323,400	365,600	403,000	427,200	470,400	
119	323,800	366,000	403,400	427,600	470,800	
120	324,200	366,400	403,800	428,000		
121	324,600	366,800	404,200	428,500		
122	325,000	367,100	404,600	428,900		
123	325,400	367,500	405,100	429,300		
124	325,800	367,900	405,500	429,700		
125	326,200	368,300	405,900	430,100		
126	326,600	368,600	406,300			
127	327,000	369,000	406,700			
128	327,400	369,400	407,200			
129	327,800	369,800	407,600			
130	328,200	370,200	408,100			
131	328,600	370,600	408,500			
132	329,000	371,000	408,900			
133	329,400	371,400	409,300			
134	329,800	371,800	409,700			
135	330,200	372,200	410,100			
136	330,600	372,600	410,500			
137	331,000	373,000	410,900			
138	331,300	373,400	411,300			
139	331,700	373,800	411,700			
140	332,100	374,200	412,100			
141	332,500	374,600	412,500			
142	332,800	375,000				
143	333,200	375,400				
144	333,600	375,800				
145	334,000	376,200				



	146	334,300	376,600				
	147	334,700	377,000				
	148	335,100	377,400				
	149	335,500	377,800				
	150	335,800	378,200				
	151	336,200	378,600				
	152	336,600	379,000				
	153	337,000					
再任用 職員		201,500	234,100	268,700	286,300	318,000	435,900

備考 この表は、消防職員で、市規則で定めるものに適用する。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行し、この条例による改正後の別表第1から別表第6までの規定は、平成26年4月1日から適用する。

### (平成26年12月に支給する勤勉手当に係る特例措置)

- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の85」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の115」と、「100分の115」とあるのは「100分の125」と、「100分の37.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

### (給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

### (委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第76号議案

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）の施行に伴い、稲城市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険条例（昭和34年稲城市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第8条中「法第72条の4」を「法第72条の5」に改める。

### 付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 第77号議案

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）の施行に伴い、屋外等の催しにおける火災予防対策を強化するため、稲城市火災予防条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際しては、消火器を備えた上で使用すること。

第21条第2項中「第8号」を「第8号の2」に改める。

第55条の3第1項中「第2項」を「第3項」に、「第4条」を「第3条の2」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（特定大規模催しに係る指定）

第55条の3の2 消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具（以下「火気使用器具等」という。）を使用するもの（以下「特定大規模催し」という。）のうち、火気使用器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるため、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等の対策が必要であると認めるものを指定しなければならない。

2 消防署長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、特定大規模催しを主催する者の意見を聴かなければならない。

3 消防署長は、第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を特定大規模催しを主催する者に通知するとともに、規則で定めるところにより公表しなければならない。

（指定催しに係る火災の予防）

第55条の3の3 前条第1項の規定による指定を受けた特定大規模催し（以下この条において「指定催し」という。）を主催する者は、速やかに防火担当者を定め、当該防火担当者に、当該指定催しを開催する日の14日前（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に指定を受けた場合にあっては、消防署長が定める日）までに次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当

該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 火災の予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
  - (2) 火気使用器具等の使用及び危険物の取扱いの状況の把握に関すること。
  - (3) 火気使用器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等（露店、屋台その他これらに類するものをいう。第60条において同じ。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
  - (4) 火気使用器具等に対する消火準備に関すること。
  - (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
  - (6) 第60条各号に掲げる行為に係る消防活動上必要な事項の把握に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。
- 2 指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に指定を受けた場合にあっては、消防署長が定める日）までに、前項の計画を消防署長に提出しなければならない。

（適用除外等）

第55条の3の4 特定大規模催しのうち、第55条の3の2第1項の規定による指定に先立ち、当該特定大規模催しについて防火担当者が定められるとともに、当該防火担当者が作成した前条第1項各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画が消防署長に提出されたものについては、前2条の規定は適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた特定大規模催しを主催する者は、防火担当者に前項の計画に基づく業務を行わせなければならない。

3 消防署長は、第1項の規定の適用を受けた特定大規模催しの名称及び開催場所その他必要な事項を公表するものとする。

第60条の見出し中「火災とまぎらわしい煙等を発する」を「消防活動に支障を及ぼす」に、「行為等」を「行為」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第55条の3の3第1項又は第55条の3の4第1項の計画を提出した場合は、この限りでない。

第60条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第4号中「露店」を「露店等」に改め、「開設」の次に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際しての

## 火気使用器具等を使用する露店等の開設

第66条に次の1号を加える。

(4) 第55条の3の3第2項の規定に違反した者

第68条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## 付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の稲城市火災予防条例第55条の3の2から第55条の3の4までの規定は、平成27年4月14日までに終了する催しについては、適用しない。



第78号議案

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）

平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,689,833千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		557,512	28,941	586,453
	1 繰越金	557,512	28,941	586,453
歳入合計		36,660,892	28,941	36,689,833

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		324,338	△735	323,603
	1 議 会 費	324,338	△735	323,603
2 総 務 費		3,271,054	△378	3,270,676
	1 総 務 管 理 費	2,660,739	△8,210	2,652,529
	2 徴 税 費	361,834	6,949	368,783
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	140,032	250	140,282
	4 選 挙 費	73,680	444	74,124
	6 監 査 委 員 費	29,326	189	29,515
3 民 生 費		13,267,232	22,734	13,289,966
	1 社 会 福 祉 費	4,156,572	12,632	4,169,204
	2 児 童 福 祉 費	6,672,261	1,885	6,674,146
	3 生 活 保 護 費	2,409,257	7,723	2,416,980
	4 国 民 年 金 費	28,837	494	29,331
4 衛 生 費		3,167,801	7,077	3,174,878
	1 保 健 衛 生 費	1,753,886	7,077	1,760,963
6 農 林 費		82,031	△1,118	80,913
	1 農 業 費	82,031	△1,118	80,913
7 商 工 費		165,779	374	166,153
	1 商 工 費	165,779	374	166,153

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		4,611,474	△4,571	4,606,903
	1 土 木 管 理 費	475,908	733	476,641
	4 都 市 計 画 費	3,718,039	△5,304	3,712,735
9 消 防 費		1,198,064	△5,406	1,192,658
	1 消 防 費	1,198,064	△5,406	1,192,658
10 教 育 費		8,462,372	10,964	8,473,336
	1 教 育 総 務 費	379,923	8,800	388,723
	2 小 学 校 費	4,671,029	796	4,671,825
	3 中 学 校 費	1,024,240	529	1,024,769
	5 社 会 教 育 費	1,047,921	△966	1,046,955
	6 保 健 体 育 費	1,050,029	1,805	1,051,834
歳 出	合 計	36,660,892	28,941	36,689,833



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第20款 繰越金 (補正額 28,941 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	557,512	28,941	586,453		
	1 繰越金	557,512	28,941	586,453		
					1 繰越金	28,941
	計	557,512	28,941	586,453		



(単位：千円)

説 明	
(財政課) 繰越金	28,941 28,941

第20款 繰 越 金





第2款 総務費 (補正額 △378 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	総 務 管 理 費	2,660,739	△8,210	2,652,529	0	0	0	0	△8,210
	1 一般管理費	1,733,502	△8,210	1,725,292	0	0	0	0	△8,210
					0	0	0	0	1,382
					0	0	0	0	△9,592
2	徴 税 費	361,834	6,949	368,783	0	0	0	0	6,949
	1 税務総務費	280,159	6,949	287,108	0	0	0	0	6,949
					0	0	0	0	6,949
3	戸籍住民基本台帳費	140,032	250	140,282	0	0	0	0	250
	1 戸籍住民基本台帳費	140,032	250	140,282	0	0	0	0	250
					0	0	0	0	250

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△10,947	1 人件費 (人事課)	1,382	
		2 給料	△3,963	
3 職員手当	3,672	人事異動等	△3,963	
		3 職員手当	5,128	
4 共済費	△935	人事異動等	5,128	
		4 共済費	217	
		人事異動等	217	
		15 再任用職員関係費 (人事課)	△9,592	
		2 給料	△6,984	
		人事異動等	△6,984	
		3 職員手当	△1,456	
		人事異動等	△1,456	
		4 共済費	△1,152	
		人事異動等	△1,152	
2 給料	△244	1 人件費 (人事課)	6,949	
		2 給料	△244	
3 職員手当	6,622	人事異動等	△244	
		3 職員手当	6,622	
4 共済費	571	人事異動等	6,622	
		4 共済費	571	
		人事異動等	571	
2 給料	△931	1 人件費 (人事課)	250	
		2 給料	△931	
3 職員手当	1,136	人事異動等	△931	
		3 職員手当	1,136	
4 共済費	45	人事異動等	1,136	
		4 共済費	45	
		人事異動等	45	

第2款 総務費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
4	選 挙 費	73,680	444	74,124	0	0	0	0	444
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	26,991	444	27,435	0	0	0	0	444
					0	0	0	0	444
6	監 査 委 員 費	29,326	189	29,515	0	0	0	0	189
	1 監 査 委 員 費	29,326	189	29,515	0	0	0	0	189
					0	0	0	0	189
計		3,271,054	△378	3,270,676	0	0	0	0	△378



第3款 民生費 (補正額 22,734 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,156,572	12,632	4,169,204	0	0	0	0	12,632
	1 社会福祉総務費	554,660	10,586	565,246	0	0	0	0	10,586
					0	0	0	0	10,586
	3 老人福祉費	186,906	2,647	189,553	0	0	0	0	2,647
					0	0	0	0	2,647
	5 国民健康保険事業費	838,524	△878	837,646	0	0	0	0	△878
					0	0	0	0	△878
	6 介護保険事業費	653,531	2,052	655,583	0	0	0	0	2,052
					0	0	0	0	2,052



(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	3,866	1 人件費 (人事課)		10,586
		2 給料		3,866
3 職員手当	4,926	人事異動等		3,866
		3 職員手当		4,926
4 共済費	1,794	人事異動等		4,926
		4 共済費		1,794
		人事異動等		1,794
2 給料	896	1 人件費 (人事課)		2,647
		2 給料		896
3 職員手当	1,266	人事異動等		896
		3 職員手当		1,266
4 共済費	485	人事異動等		1,266
		4 共済費		485
		人事異動等		485
2 給料	△754	1 人件費 (人事課)		△878
		2 給料		△754
3 職員手当	△78	人事異動等		△754
		3 職員手当		△78
4 共済費	△46	人事異動等		△78
		4 共済費		△46
		人事異動等		△46
2 給料	267	1 人件費 (人事課)		2,052
		2 給料		267
3 職員手当	1,585	人事異動等		267
		3 職員手当		1,585
4 共済費	200	人事異動等		1,585
		4 共済費		200
		人事異動等		200

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	7 後 期 高 齢 者 事 業 費	596,006	△1,775	594,231	0	0	0	0	△1,775
					0	0	0	0	△1,775
2	児 童 福 祉 費	6,672,261	1,885	6,674,146	0	0	0	0	1,885
	1 児 童 福 祉 総 務 費	4,448,635	2,370	4,451,005	0	0	0	0	2,370
					0	0	0	0	2,370
	4 児 童 館 費	92,293	△485	91,808	0	0	0	0	△485
					0	0	0	0	△485
3	生 活 保 護 費	2,409,257	7,723	2,416,980	0	0	0	0	7,723
	1 生 活 保 護 総 務 費	94,461	7,723	102,184	0	0	0	0	7,723
					0	0	0	0	7,723

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	△1,547	1 人件費 (人事課)	△1,775
3 職員手当	141	2 給料	△1,547
4 共済費	△369	人事異動等	△1,547
		3 職員手当	141
		人事異動等	141
		4 共済費	△369
		人事異動等	△369
2 給料	△3,119	1 人件費 (人事課)	2,370
3 職員手当	4,669	2 給料	△3,119
4 共済費	820	人事異動等	△3,119
		3 職員手当	4,669
		人事異動等	4,669
		4 共済費	820
		人事異動等	820
2 給料	△1,486	1 人件費 (人事課)	△485
3 職員手当	1,258	2 給料	△1,486
4 共済費	△257	人事異動等	△1,486
		3 職員手当	1,258
		人事異動等	1,258
		4 共済費	△257
		人事異動等	△257
2 給料	3,348	1 人件費 (人事課)	7,723
3 職員手当	3,194	2 給料	3,348
4 共済費	1,181	人事異動等	3,348
		3 職員手当	3,194
		人事異動等	3,194
		4 共済費	1,181
		人事異動等	1,181

第3款 民 生 費

















(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△128	1 人件費(人事課) 374
		2 給料 △128
3 職員手当	400	人事異動等 △128
		3 職員手当 400
4 共済費	102	人事異動等 400
		4 共済費 102
		人事異動等 102

第 8 款 土 木 費 (補正額 △4,571 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	土 木 管 理 費	475,908	733	476,641	0	0	0	0	733
	1 土 木 総 務 費	279,863	733	280,596	0	0	0	0	733
					0	0	0	0	733
4	都 市 計 画 費	3,718,039	△5,304	3,712,735	0	0	0	0	△5,304
	1 都 市 計 画 総 務 費	92,816	163	92,979	0	0	0	0	163
					0	0	0	0	163
	2 土 地 区 画 整 理 費	2,121,667	△87	2,121,580	0	0	0	0	△87
					0	0	0	0	△87
	4 公 共 下 水 道 費	467,743	△5,380	462,363	0	0	0	0	△5,380
					0	0	0	0	△5,380
	計	4,611,474	△4,571	4,606,903	0	0	0	0	△4,571

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△1,209	1 人件費 (人事課)		733
		2 給料		△1,209
3 職員手当	1,740	人事異動等		△1,209
		3 職員手当		1,740
4 共済費	202	人事異動等		1,740
		4 共済費		202
		人事異動等		202
2 給料	△641	1 人件費 (人事課)		163
		2 給料		△641
3 職員手当	766	人事異動等		△641
		3 職員手当		766
4 共済費	38	人事異動等		766
		4 共済費		38
		人事異動等		38
28 繰出金	△87	1 土地区画整理事業特別会計繰出金 (区画整理課)		△87
		28 繰出金		△87
		土地区画整理事業特別会計繰出金		△87
28 繰出金	△5,380	1 下水道事業特別会計繰出金 (下水道課)		△5,380
		28 繰出金		△5,380
		下水道事業特別会計繰出金		△5,380

第8款 土 木 費





第10款 教育費 (補正額 10,964 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	教育総務費	379,923	8,800	388,723	0	0	0	0	8,800
	2 事務局費	201,587	8,800	210,387	0	0	0	0	8,800
					0	0	0	0	8,800
2	小学校費	4,671,029	796	4,671,825	0	0	0	0	796
	1 学校管理費	1,561,562	796	1,562,358	0	0	0	0	796
					0	0	0	0	796
3	中学校費	1,024,240	529	1,024,769	0	0	0	0	529
	1 学校管理費	418,992	529	419,521	0	0	0	0	529
					0	0	0	0	529
5	社会教育費	1,047,921	△966	1,046,955	0	0	0	0	△966
	1 社会教育総務費	257,817	△966	256,851	0	0	0	0	△966
					0	0	0	0	△966



(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	3,095	1 人件費 (人事課)	8,800
		2 給料	3,095
3 職員手当	4,423	人事異動等	3,095
		3 職員手当	4,423
4 共済費	1,282	人事異動等	4,423
		4 共済費	1,282
		人事異動等	1,282
2 給料	42	1 人件費 (人事課)	796
		2 給料	42
3 職員手当	583	人事異動等	42
		3 職員手当	583
4 共済費	171	人事異動等	583
		4 共済費	171
		人事異動等	171
2 給料	17	1 人件費 (人事課)	529
		2 給料	17
3 職員手当	393	人事異動等	17
		3 職員手当	393
4 共済費	119	人事異動等	393
		4 共済費	119
		人事異動等	119
2 給料	△2,867	1 人件費 (人事課)	△966
		2 給料	△2,867
3 職員手当	2,284	人事異動等	△2,867
		3 職員手当	2,284

第10款 教 育 費







# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 長 等	2	—	19,128	8,034 (4.20月分)	0	27,162	4,203	31,365	
後 補 正 長 等	2	—	19,128	8,034 (4.20月分)	0	27,162	4,150	31,312	
前 比 長 等	0	—	0	0	0	0	53	53	
較									

2 一般職

(1) 総括

区 分	(再任用) 職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(27) 508	1,943,255	1,541,379	3,484,634
補 正 前	(30) 506	1,963,489	1,492,606	3,456,095
比 較	(△3) 2	△20,234	48,773	28,539

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	51,564	306,669	54,729	38,720	4,625	163,881
	補 正 前	48,429	308,863	54,579	37,880	4,625	163,881
	比 較	3,135	△2,194	150	840	0	0

再任用人数は外数であり、本表の職員数には含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	△20,234	給与改定に伴う増分	2,832	給与改定に伴う増分 2,832
		その他の減分	△ 23,066	育休取得等による減分 △ 17,956 新陳代謝等による減分 △ 5,110
職 員 手 当	48,773	給与改定に伴う増分	46,997	給与改定に伴う増分 425 46,572
		その他の増減分	1,776	育休取得等による減分 △ 2,619 新陳代謝等による増分 4,395

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
637,797	4,122,431	
631,981	4,088,076	
5,816	34,355	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	義務教育等 教員特別手当
4,934	0	825,250	20,790	24,300	120	45,620	177
4,934	0	778,678	20,520	24,300	120	45,620	177
0	0	46,572	270	0	0	0	0

(単位 千円)

備 考	
給与改定の状況	
給料表の改定率	平均 0.1%
改定実施時期	平成26年4月1日遡及適用
地域手当	給与改定に伴う増
期末勤勉手当	給与改定に伴う増

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職 (一)	行政職 (二)
平成26年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	312,414	337,415
	平均給与月額 (円)	411,301	417,265
	平均年齢 (歳)	40歳8月	53歳5月
平成25年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	300,062	331,039
	平均給与月額 (円)	392,822	407,657
	平均年齢 (歳)	40歳5月	52歳5月

## イ 初任給

(単位 円)

区 分		行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ類	改正後	181,200	—	181,200	—
	改正前	181,200	—	181,200	—
Ⅱ類	改正後	155,100	—	174,200	—
	改正前	154,800	—	172,200	—
Ⅲ類	改正後	142,700	142,700	142,100	139,500
	改正前	142,700	142,700	140,100	137,200

## ウ 級別職員数

区 分	行政職 (一)			行政職 (二)		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成26年11月1日 現在	6級	10	2.6	—	—	—
	5級	39	10.4	—	—	—
	4級	10	2.6	4級	0	0.0
	3級	73	19.3	3級	5	25.0
	2級	73	19.3	2級	10	50.0
	1級	173	45.8	1級	5	25.0
	計	378	100.0	計	20	100.0
平成25年11月1日 現在	6級	9	2.5	—	—	—
	5級	32	8.8	—	—	—
	4級	12	3.3	4級	0	0.0
	3級	68	18.6	3級	5	25.0
	2級	77	21.0	2級	10	50.0
	1級	167	45.8	1級	5	25.0
	計	365	100.0	計	20	100.0



(級別の標準的な職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	課長 補佐	係長	主任	主事

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職(一)	行政職(二)		
本年度	職員数 (A) (人)	508	378	20	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	417	312	13	
	号給数別内訳	1号給 (人)	9	5	4
		2号給 (人)	2	2	0
		3号給 (人)	1	1	0
		4号給 (人)	304	229	7
		5号給 (人)	87	63	2
	6号給 (人)	14	12	0	
比率 (B) / (A) (%)	82.1	82.5	65.0		
前年度	職員数 (A) (人)	497	365	20	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	444	326	19	
	号給数別内訳	1号給 (人)	23	13	1
		2号給 (人)	30	17	5
		3号給 (人)	6	6	0
		4号給 (人)	195	144	7
		5号給 (人)	176	138	6
	6号給 (人)	14	8	0	
比率 (B) / (A) (%)	89.3	89.3	95.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	(0.975) 1.90	(1.225) 2.30	(2.20) 4.20	有	—
	改正前	(0.975) 1.90	(1.125) 2.05	(2.10) 3.95		
国	改正後	(0.975) 1.90	(1.175) 2.20	(2.15) 4.10	有	—
	改正前	(0.975) 1.90	(1.125) 2.05	(2.10) 3.95		

( ) 内は再任用支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当 (平成26年11月1日現在)

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
市の制度	26.83	35.50	49.73	49.73	定年前早期退職特例 (2%~10%加算)
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%~45%加算)

キ 地域手当 (平成26年11月1日現在)

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	534
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		消 防 職	行 政 職 (一)
給料総額に対する 比率 (%)	0.24	0.23	0.01
支給対象職員の比率 (%) 平成26年11月1日現在	18.54	16.29	2.25
代表的な特殊勤務 手当の名称	支給額が多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶養手当	異なる	改正なし <table border="1" data-bbox="584 421 1433 947"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 421 1031 479">扶養等による区分</th> <th data-bbox="1031 421 1230 479">市の場合</th> <th data-bbox="1230 421 1433 479">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 479 1031 602">配 偶 者</td> <td data-bbox="1031 479 1230 602">13,500</td> <td data-bbox="1230 479 1433 602">13,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 602 1031 725">欠 配 第 一 子</td> <td data-bbox="1031 602 1230 725">13,500</td> <td data-bbox="1230 602 1433 725">11,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 725 1031 848">上 記 以 外 の 者</td> <td data-bbox="1031 725 1230 848">6,000</td> <td data-bbox="1230 725 1433 848">6,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 848 1031 947">満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額</td> <td data-bbox="1031 848 1230 947">4,000</td> <td data-bbox="1230 848 1433 947">5,000</td> </tr> </tbody> </table>			扶養等による区分	市の場合	国の場合	配 偶 者	13,500	13,000	欠 配 第 一 子	13,500	11,000	上 記 以 外 の 者	6,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
扶養等による区分	市の場合	国の場合																	
配 偶 者	13,500	13,000																	
欠 配 第 一 子	13,500	11,000																	
上 記 以 外 の 者	6,000	6,500																	
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000																	
住居手当	異なる	改正なし <table border="1" data-bbox="584 1055 1425 1536"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="584 1055 1010 1113">市の場合</th> <th data-bbox="1010 1055 1425 1113">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 1113 850 1536">当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)</td> <td data-bbox="850 1113 1010 1536">15,000</td> <td data-bbox="1010 1113 1425 1536">借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合		国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000									
市の場合		国の場合																	
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000																	
通勤手当	異なる	改正なし <table border="1" data-bbox="584 1615 1425 1834"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 1615 1000 1673">市の場合</th> <th data-bbox="1000 1615 1425 1673">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 1673 1000 1834">交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給</td> <td data-bbox="1000 1673 1425 1834">交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000											
市の場合	国の場合																		
交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000																		

第79号議案

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,016千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,800,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		1,299,791	△168,915	1,130,876
	1 地方交付税	1,299,791	△168,915	1,130,876
13 分担金及び負担金		533,555	69	533,624
	1 負担金	533,555	69	533,624
15 国庫支出金		5,212,010	20,358	5,232,368
	2 国庫補助金	721,333	20,358	741,691
16 都支出金		5,194,328	9,488	5,203,816
	2 都補助金	3,817,820	9,488	3,827,308
19 繰入金		2,483,069	△12,477	2,470,592
	1 基金繰入金	2,483,069	△12,477	2,470,592
20 繰越金		586,453	131,406	717,859
	1 繰越金	586,453	131,406	717,859
21 諸収入		336,653	121,497	458,150
	4 雑収入	268,533	121,497	390,030
22 市債		4,148,800	9,590	4,158,390
	1 市債	4,148,800	9,590	4,158,390
歳入	合計	36,689,833	111,016	36,800,849

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,270,676	△2,379	3,268,297
	1 総務管理費	2,652,529	△2,379	2,650,150
3 民生費		13,289,966	6,412	13,296,378
	1 社会福祉費	4,169,204	5,739	4,174,943
	2 児童福祉費	6,674,146	673	6,674,819
4 衛生費		3,174,878	0	3,174,878
	1 保健衛生費	1,760,963	0	1,760,963
6 農林費		80,913	4,436	85,349
	1 農業費	80,913	4,436	85,349
7 商工費		166,153	0	166,153
	1 商工費	166,153	0	166,153
8 土木費		4,606,903	8,351	4,615,254
	4 都市計画費	3,712,735	8,351	3,721,086
9 消防費		1,192,658	0	1,192,658
	1 消防費	1,192,658	0	1,192,658
10 教育費		8,473,336	94,196	8,567,532
	1 教育総務費	388,723	1,000	389,723
	2 小学校費	4,671,825	36,559	4,708,384
	3 中学校費	1,024,769	56,637	1,081,406

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	36,689,833	111,016	36,800,849



## 第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
第一学童クラブ分室改修工事 (建築工事)	平成26年度から 平成27年度まで	256
第一小学校旧校舎建替等工事 (建築工事)	平成26年度から 平成27年度まで	11,329

### 第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第二中学校用地買収事業債	50,900	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称) 南山学童クラブ新築事業債	40,500	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	40,900	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。
第一小学校旧校舎建替等事業債	622,000		622,400					
(仮称) 南山小学校建設事業債	1,191,000		1,211,000					
臨時財政対策債	1,217,000		1,154,890					



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第11款 地方交付税 (補正額 △168,915 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	地方交付税	1,299,791	△168,915	1,130,876		
	1 地方交付税	1,299,791	△168,915	1,130,876		
					1 地方交付税	△168,915
	計	1,299,791	△168,915	1,130,876		

第13款 分担金及び負担金 (補正額 69 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	負担金	533,555	69	533,624		
	1 民生費負担金	428,083	69	428,152		
					1 社会福祉費負担金	69
	計	533,555	69	533,624		

第15款 国庫支出金 (補正額 20,358 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国庫補助金	721,333	20,358	741,691		
	6 総務費国庫補助金	0	20,358	20,358		
					1 総務管理費補助金	20,358
	計	5,212,010	20,358	5,232,368		

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	△168,915
普通交付税交付額	△168,915

第11款 地 方 交 付 税

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課)	69
ホームヘルプサービス事業利用者負担金	69

第13款 分 担 金 及 び 負 担 金

(単位：千円)

説 明	
(企画政策課)	12,477
がんばる地域交付金	12,477
(情報管理課)	7,881
社会保障・税番号制度システム整備費補助金(10/10)	7,881

第15款 国 庫 支 出 金

第16款 都支出金 (補正額 9,488 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都 補 助 金	3,817,820	9,488	3,827,308		
	1 総務費都補助金	1,120,114	1,500	1,121,614		
					1 総務費補助金	1,500
	2 民生費都補助金	1,642,626	3,939	1,646,565		
					1 社会福祉費補助金	3,939
	8 農林費都補助金	15,738	4,049	19,787		
					1 農業費補助金	4,049
	計	5,194,328	9,488	5,203,816		

第19款 繰入金 (補正額 △12,477 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	2,483,069	△12,477	2,470,592		
	2 公共施設整備基金繰入金	1,524,000	△12,477	1,511,523		
					1 公共施設整備基金繰入金	△12,477
	計	2,483,069	△12,477	2,470,592		

(単位：千円)

説 明	
(企画政策課) 多摩の魅力発信支援補助金 (1/2)	1,500 1,500
(生活福祉課) 緊急雇用創出事業臨時特例補助金 (住まい拡充等支援分) (10/10)	2,000 2,000
(子育て支援課) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助金 (3/4)	1,939 768
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (10/10)	1,171
(経済観光課) 東京都被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金 (7/10・3/4)	1,349 1,349
(農業委員会事務局) 東京都農業構造改革支援事業補助金 (10/10)	2,700 2,700

第16款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 公共施設整備基金繰入金	△12,477 △12,477

第19款 繰 入 金



第20款 繰越金 (補正額 131,406 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	586,453	131,406	717,859		
	1 繰越金	586,453	131,406	717,859		
					1 繰越金	131,406
	計	586,453	131,406	717,859		

第21款 諸収入 (補正額 121,497 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑入	268,533	121,497	390,030		
	3 雑入	268,101	121,497	389,598		
					1 雑入	121,497
	計	336,653	121,497	458,150		

第22款 市債 (補正額 9,590 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市債	4,148,800	9,590	4,158,390		
	1 民生債	47,900	400	48,300		
					1 学童クラブ債	400
	4 教育債	2,318,100	71,300	2,389,400		
					1 小学校債	20,400

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 繰越金	131,406 131,406

第20款 繰 越 金

(単位：千円)

説 明	
(企画政策課) 1964年東京オリンピック・パラリンピック50周年記念事業助成金	1,000 1,000
(環境課) 区市町村との連携による地域環境力活性化事業補助金	120,497 2,551
多摩川衛生組合負担金精算金	117,946

第21款 諸 収 入

(単位：千円)

説 明	
(財政課) (仮称) 南山学童クラブ新築事業債	400 400
(財政課) 第一小学校旧校舎建替等事業債	20,400 400

第22款 市 債

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(4 教 育 債)					
					2 中 学 校 債	50,900
	5 臨時財政対策債	1,217,000	△62,110	1,154,890		
					1 臨時財政対策債	△62,110
	計	4,148,800	9,590	4,158,390		

(単位：千円)

説 明	
(仮称) 南山小学校建設事業債	20,000
(財政課) 第二中学校用地買収事業債	50,900 50,900
(財政課) 臨時財政対策債	△62,110 △62,110

第22款 市

債





第3款 民生費 (補正額 6,412 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,169,204	5,739	4,174,943	0	3,939	0	69	1,731
	1 社会福祉総務費	565,246	5,739	570,985	0	3,939	0	69	1,731
					0	1,939	0	69	1,731
					0	2,000	0	0	0
2	児童福祉費	6,674,146	673	6,674,819	0	0	400	0	273
	5 学童クラブ費	245,984	673	246,657	0	0	400	0	273
					0	0	400	0	273
	計	13,289,966	6,412	13,296,378	0	3,939	400	69	2,004

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬	422	3	母子父子関係事業（子育て支援課）	3,739
4 共済費	66	13	委託料	3,739
9 旅費	5		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託	3,739
11 需用費	281	11	生活困窮者自立相談支援等事業（生活福祉課）	2,000
1 消耗品費	281	1	報酬	422
13 委託料	3,906		その他報酬	422
14 使用料及び賃借料	23	4	専務的非常勤職員報酬	422
18 備品購入費	1,035		健康保険負担金	26
19 負担金補助及び交付金	1		健康保険負担金	26
			厚生年金負担金	40
			厚生年金負担金	40
			9 旅費	5
			普通旅費	5
			11 需用費	281
			①消耗品費	281
			事務用	281
			13 委託料	167
			パソコン設定委託	84
			LANケーブル等敷設委託	83
			14 使用料及び賃借料	23
			システム機器等賃借料	23
			18 備品購入費	1,035
			事務用	1,035
			19 負担金補助及び交付金	1
			職員団体定期保険負担金	1
15 工事請負費	673	2	学童クラブ整備事業（建築保全課）	673
		15	工事請負費	673
			（仮称）南山学童クラブ新築工事	
			第一学童クラブ分室改修工事	

第3款 民 生 費



第4款 衛生費 (補正額 0 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	保健衛生費	1,760,963	0	1,760,963	0	0	0	2,551	△2,551
	3 環境衛生費	261,751	0	261,751	0	0	0	2,551	△2,551
					0	0	0	2,551	△2,551
計		3,174,878	0	3,174,878	0	0	0	2,551	△2,551























(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13委託料	1,000	4 教育指導行事に関する経費（指導課） 1,000
		13委託料 1,000
		東京オリンピック・パラリンピック50周年記念事業委託 1,000
15工事請負費	9,923	2 小学校管理運営費（建築保全課） 9,923
		15工事請負費 9,923
		第一小学校旧校舎建替等工事
		第一小学校体育館バスケットゴール設置工事
		向陽台小学校水道直結工事の財源振替
15工事請負費	26,636	5 （仮称）南山小学校建設事業（建築保全課） 26,636
		15工事請負費 26,636
		（仮称）南山小学校新築工事
15工事請負費	0	2 中学校管理運営費 56,637
		（土木課） 56,637
17公有財産購入費	56,637	17公有財産購入費 56,637
		第二中学校用地買収 56,637
		（建築保全課）
		15工事請負費
		第四中学校水道直結工事の財源振替

第10款 教 育 費

# 給与費明細書

特別職

(単位:千円)

区 分		職員数 人	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	その他の 特別職	920	450,912	—	—	—	450,912	62,672	513,584	
補 正 前	その他の 特別職	918	450,490	—	—	—	450,490	62,606	513,096	
比 較	その他の 特別職	2	422	—	—	—	422	66	488	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

(追加)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国・都支出金	地方債	その他			
第一学童クラブ分室改修工事 (建築工事)	建築保全課	256							200			56
第一小学校旧校舎建替等工事 (建築工事)	建築保全課	11,329							8,400			2,929

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	9,621,632	9,554,499	2,931,800	932,184	11,554,115
補正額			71,700		71,700
計	9,621,632	9,554,499	3,003,500	932,184	11,625,815
(2) 民生債					
補正前	35,570	16,000	47,900	0	63,900
補正額			400		400
計	35,570	16,000	48,300	0	64,300
(6) 教育債					
補正前	5,816,831	5,677,693	2,318,100	586,652	7,409,141
補正額			71,300		71,300
計	5,816,831	5,677,693	2,389,400	586,652	7,480,441
2 その他					
補正前	9,863,364	10,431,944	1,217,000	857,849	10,791,095
補正額			△ 62,110		△ 62,110
計	9,863,364	10,431,944	1,154,890	857,849	10,728,985
(3) 臨時財政対策債					
補正前	8,499,280	9,360,272	1,217,000	562,150	10,015,122
補正額			△ 62,110		△ 62,110
計	8,499,280	9,360,272	1,154,890	562,150	9,953,012
合 計					
補正前	19,484,996	19,986,443	4,148,800	1,790,033	22,345,210
補正額			9,590		9,590
計	19,484,996	19,986,443	4,158,390	1,790,033	22,354,800

第80号議案

平成 26 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）



平成 26 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成26年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,538,506千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		9,411	2,030	11,441
	1 繰越金	9,411	2,030	11,441
歳入合計		7,536,476	2,030	7,538,506

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者支援金等		1,113,210	357	1,113,567
	1 後期高齢者支援金等	1,113,210	357	1,113,567
4 前期高齢者納付金等		816	63	879
	1 前期高齢者納付金等	816	63	879
11 諸支出金		10,013	1,610	11,623
	1 償還金及び還付加算金	10,013	1,610	11,623
歳出合計		7,536,476	2,030	7,538,506



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第11款 繰越金 (補正額 2,030 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	9,411	2,030	11,441		
	2 その他繰越金	9,410	2,030	11,440		
					1 その他繰越金	2,030
	計	9,411	2,030	11,441		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 前年度繰越金	2,030 2,030
	第11款 繰 越 金











第11款 諸支出金 (補正額 1,610 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	償還金及び 還付加算金	10,013	1,610	11,623	0	0	0	0	1,610
	2 償 還 金	13	1,610	1,623	0	0	0	0	1,610
					0	0	0	0	1,610
計		10,013	1,610	11,623	0	0	0	0	1,610



第81号議案

平成 26 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成 26 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成26年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,914,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		2,121,667	△87	2,121,580
	1 他会計繰入金	2,121,667	△87	2,121,580
歳入合計		2,914,454	△87	2,914,367

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		128,324	△87	128,237
	1 総務管理費	128,324	△87	128,237
歳出合計		2,914,454	△87	2,914,367





歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 4 款 繰 入 金 (補正額 △87 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	2,121,667	△87	2,121,580		
	1 一般会計繰入金	2,121,667	△87	2,121,580		
					1 一般会計繰入金	△87
	計	2,121,667	△87	2,121,580		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 一般会計繰入金	△87 △87

第4款 繰 入 金





# 給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	16	55,941	43,340	99,281
補 正 前	16	56,901	42,508	99,409
比 較	0	△960	832	△128

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	1,524	8,881	1,762	1,286	0	3,233
	補 正 前	1,524	8,988	1,762	1,234	0	3,233
	比 較	0	△107	0	52	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	△960		85	給与改定に伴う増分 85
			△ 1,045	新陳代謝等による減分 △ 1,045
職 員 手 当	832		900	給与改定による増分 13 給与改定に伴う増分 887
			△ 68	新陳代謝等による減分 △ 68

# 明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
18,522	117,803	
18,481	117,890	
41	△87	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	23,984	1,440	1,230	0	0
0	0	23,097	1,440	1,230	0	0
0	0	887	0	0	0	0

(単位 千円)

備	考
給与改定の状況 給料表の改定率            平均 0.1% 改定実施時期            平成26年4月1日遡及適用	
地域手当	給与改定に伴う増
期末勤勉手当	給与改定に伴う増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)
平成26年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	290,981	—
	平均給与月額 (円)	379,079	—
	平均年齢 (歳)	35歳10月	—
平成25年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	283,635	—
	平均給与月額 (円)	374,951	—
	平均年齢 (歳)	35歳6月	—

イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ類	改正後	181,200	—	181,200	—
	改正前	181,200	—	181,200	—
Ⅱ類	改正後	155,100	—	174,200	—
	改正前	154,800	—	172,200	—
Ⅲ類	改正後	142,700	142,700	142,100	139,500
	改正前	142,700	142,700	140,100	137,200

ウ 級別職員数

区	分	行政職 (一)			行政職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成26年11月1日 現在		6級	0	0.0	—	—	—
		5級	2	12.5	—	—	—
		4級	2	12.5	4級	0	—
		3級	1	6.3	3級	0	—
		2級	2	12.5	2級	0	—
		1級	9	56.2	1級	0	—
		計	16	100.0	計	0	—
平成25年11月1日 現在		6級	0	0.0	—	—	—
		5級	2	12.5	—	—	—
		4級	2	12.5	4級	0	—
		3級	1	6.3	3級	0	—
		2級	2	12.5	2級	0	—
		1級	9	56.2	1級	0	—
		計	16	100.0	計	0	—



## (級別の標準的な職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	課長 補佐	係長	主任	主事

## エ 昇給

区 分	合計	代表的な職種		
		行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	16	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	15	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	11	0
		5号給 (人)	4	0
	6号給 (人)	0	0	
比 率 (B) / (A) (%)	93.8	93.8		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	16	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	14	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	5	0
		5号給 (人)	7	0
	6号給 (人)	2	0	
比 率 (B) / (A) (%)	87.5	87.5		

## オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職 務の級等による加 算措置	備 考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	(0.975) 1.90	(1.225) 2.30	(2.20) 4.20	有	—
	改正前	(0.975) 1.90	(1.125) 2.05	(2.10) 3.95		
国	改正後	(0.975) 1.90	(1.175) 2.20	(2.15) 4.10	有	—
	改正前	(0.975) 1.90	(1.125) 2.05	(2.10) 3.95		

( ) 内は再任用支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（平成26年11月1日現在）

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
市の制度	26.83	35.50	49.73	49.73	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)

キ 地域手当（平成26年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	16
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（平成26年11月1日現在）

(単位 円)

区分	国の制度との異同	差異の内容		
扶養手当	異なる	改正なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配偶者	13,500	13,000
		欠配第一子	13,500	11,000
		上記以外の者	6,000	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改正なし	
		市の場合	国の場合
		当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000  借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000
通勤手当	異なる	改正なし	
		市の場合	国の場合
		交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000

第 82 号議案

平 成 26 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,380 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,528,012 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		467,743	△5,380	462,363
	1 他会計繰入金	467,743	△5,380	462,363
歳入合計		2,533,392	△5,380	2,528,012

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		637,334	△5,380	631,954
	1 総務管理費	637,334	△5,380	631,954
歳出合計		2,533,392	△5,380	2,528,012



歲入歲出預算事項別明細書



歳 入

第 5 款 繰 入 金 (補正額 △5,380 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	467,743	△5,380	462,363		
	1 一般会計繰入金	467,743	△5,380	462,363		
					1 一般会計繰入金	△5,380
	計	467,743	△5,380	462,363		

(単位：千円)

説 明	
(下水道課) 一般会計繰入金	△5,380 △5,380

第5款 繰 入 金





# 給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	11	37,919	27,839	65,758
補 正 前	11	41,710	28,542	70,252
比 較	0	△3,791	△703	△4,494

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	1,368	5,973	881	878	15	900
	補 正 前	1,368	6,554	881	831	15	900
	比 較	0	△581	0	47	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	△3,791	給与改定に伴う増分	55	給与改定に伴う増分 55
		その他の減分	△ 3,846	育休取得等による減分 △ 2,438 新陳代謝等による減分 △ 1,408
職 員 手 当	△703	給与改定に伴う増分	910	給与改定による増分 8 902
		その他の減分	△ 1,613	育休取得等による減分 △ 1,071 新陳代謝等による減分 △ 542

# 明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
12,705	78,463	
13,591	83,843	
△886	△5,380	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	16,534	360	930	0	0
0	0	16,703	360	930	0	0
0	0	△169	0	0	0	0

(単位 千円)

備	考
給与改定の状況 給料表の改定率 改定実施時期	平均 0.1% 平成26年4月1日遡及適用
地域手当  期末勤勉手当	給与改定に伴う増  給与改定に伴う増

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たりの給与

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)
平成26年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	308,080	—
	平均給与月額 (円)	401,240	—
	平均年齢 (歳)	40歳6月	—
平成25年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	309,513	—
	平均給与月額 (円)	389,800	—
	平均年齢 (歳)	41歳3月	—

## イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ類	改正後	181,200	—	181,200	—
	改正前	181,200	—	181,200	—
Ⅱ類	改正後	155,100	—	174,200	—
	改正前	154,800	—	172,200	—
Ⅲ類	改正後	142,700	142,700	142,100	139,500
	改正前	142,700	142,700	140,100	137,200

## ウ 級別職員数

区	分	行政職 (一)			行政職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成26年11月1日 現在		6級	0	0.0	—	—	—
		5級	1	10.0	—	—	—
		4級	0	0.0	4級	0	—
		3級	3	30.0	3級	0	—
		2級	1	10.0	2級	0	—
		1級	5	50.0	1級	0	—
		計	10	100.0	計	0	—
平成25年11月1日 現在		6級	0	0.0	—	—	—
		5級	1	9.1	—	—	—
		4級	1	9.1	4級	0	—
		3級	3	27.3	3級	0	—
		2級	1	9.1	2級	0	—
		1級	5	45.4	1級	0	—
		計	11	100.0	計	0	—

## (級別の標準的な職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	課長 補佐	係長	主任	主事

## エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	10	10	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10	10	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	9	9	0
		5号給 (人)	0	0	0
	6号給 (人)	0	0	0	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0	—		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	11	11	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10	10	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	4	4	0
		5号給 (人)	5	5	0
	6号給 (人)	0	0	0	
比 率 (B) / (A) (%)	90.9	90.9	—		

## オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職 務の級等による加 算措置	備 考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	(0.975) 1.90	(1.225) 2.30	(2.20) 4.20	有	—
	改正前	(0.975) 1.90	(1.125) 2.05	(2.10) 3.95		
国	改正後	(0.975) 1.90	(1.175) 2.20	(2.15) 4.10	有	—
	改正前	(0.975) 1.90	(1.125) 2.05	(2.10) 3.95		

( ) 内は再任用支給率



カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（平成26年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
市の制度	26.83	35.50	49.73	49.73	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)

キ 地域手当（平成26年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	10
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する 比率 (%)	0.04
支給対象職員の比率(%) (平成26年11月1日現在)	100.00
特殊勤務 手当の名称	下水管 <sup>きよ</sup> 渠調査手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶養手当	異なる	改正なし <table border="1" data-bbox="564 405 1433 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 405 1018 461">扶養等による区分</th> <th data-bbox="1018 405 1219 461">市の場合</th> <th data-bbox="1219 405 1433 461">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 461 1018 580">配 偶 者</td> <td data-bbox="1018 461 1219 580">13,500</td> <td data-bbox="1219 461 1433 580">13,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 580 1018 698">欠 配 第 一 子</td> <td data-bbox="1018 580 1219 698">13,500</td> <td data-bbox="1219 580 1433 698">11,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 698 1018 817">上 記 以 外 の 者</td> <td data-bbox="1018 698 1219 817">6,000</td> <td data-bbox="1219 698 1433 817">6,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 817 1018 927">満 16 歳 の 年 度 初 め か ら 満 22 歳 の 年 度 末 ま で の 子 1 人 当 た り の 加 算 額</td> <td data-bbox="1018 817 1219 927">4,000</td> <td data-bbox="1219 817 1433 927">5,000</td> </tr> </tbody> </table>			扶養等による区分	市の場合	国の場合	配 偶 者	13,500	13,000	欠 配 第 一 子	13,500	11,000	上 記 以 外 の 者	6,000	6,500	満 16 歳 の 年 度 初 め か ら 満 22 歳 の 年 度 末 ま で の 子 1 人 当 た り の 加 算 額	4,000	5,000
扶養等による区分	市の場合	国の場合																	
配 偶 者	13,500	13,000																	
欠 配 第 一 子	13,500	11,000																	
上 記 以 外 の 者	6,000	6,500																	
満 16 歳 の 年 度 初 め か ら 満 22 歳 の 年 度 末 ま で の 子 1 人 当 た り の 加 算 額	4,000	5,000																	
住居手当	異なる	改正なし <table border="1" data-bbox="564 1021 1414 1503"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 1021 999 1077">市の場合</th> <th data-bbox="999 1021 1414 1077">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 1077 999 1503">                     当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等                      (管理職を除く。)                 </td> <td data-bbox="999 1077 1414 1503">                     借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000                 </td> </tr> </tbody> </table>			市の場合	国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000											
市の場合	国の場合																		
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000																		
通勤手当	異なる	改正なし <table border="1" data-bbox="564 1576 1414 1794"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 1576 991 1632">市の場合</th> <th data-bbox="991 1576 1414 1632">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 1632 991 1794">交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給</td> <td data-bbox="991 1632 1414 1794">交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000											
市の場合	国の場合																		
交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000																		

第83号議案

平成 26 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,228,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入		469	650	1,119
	4 雑 入	11	650	661
歳 入 合 計		1,228,144	650	1,228,794

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		21,351	650	22,001
	1 償還金及び還付加算金	751	650	1,401
歳 出 合 計		1,228,144	650	1,228,794



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 6 款 諸 収 入 (補正額 650 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	11	650	661		
	1 雑 入	11	650	661		
					1 雑 入	650
	計	469	650	1,119		



(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	650
平成25年度葬祭費負担金精算分	650

第6款 諸 収 入





第84号議案

東京都三市収益事業組合格約の一部を改正する規約

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

東京都三市収益事業組合の事務所の位置を変更するため、東京都三市収益事業組合格約の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本案を提出する。

## 東京都三市収益事業組合同規約の一部を改正する規約

東京都三市収益事業組合同規約（昭和48年47総行地第922号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（組合の事務所の位置）

第4条 この組合の事務所は、東京都江戸川区東小松川三丁目1番1号に置く。

### 附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。

## 第85号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

人権擁護委員 原田 正行 の平成27年3月31日付け任期満了に伴い、後任の候補者の推薦を必要とするため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
原田 正行	稲城市矢野口1185番地の2	昭和22年3月7日

第86号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、稲城市道路線を廃止するため、同条第3項の規定により、本案を提出する。



## 稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点
市道328号線	大字東長沼字三号817番2地先	大字東長沼字三号799番地先
市道333号線	大字東長沼字三号830番ハ地先	大字東長沼字三号862番地先
市道445号線	大字大丸字五号592番1地先	大字大丸字五号593番2地先
市道457号線	大字百村字一号83番地先	大字百村字一号82番地先
市道944号線	大字坂浜字八号588番1地先	大字坂浜字十五号978番1地先
市道1160号線	平尾二丁目13番3地先	平尾二丁目13番6地先

第87号議案

稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（建築）請負契約

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（建築）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

## 稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（建築）請負契約

稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（建築）実施のため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 624,639,600円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20  
名称 大石建設株式会社  
代表者 代表取締役社長 大石 行伸

第88号議案

稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（電気）請負契約

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（電気）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

## 稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（電気）請負契約

稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（電気）実施のため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（電気）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 164,538,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都稲城市平尾一丁目33番地の24  
名称 北山電設株式会社  
代表者 代表取締役社長 田中 栄治

第89号議案

稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（機械）請負契約

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（機械）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

## 稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（機械）請負契約

稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（機械）実施のため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（機械）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 188,784,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都稲城市東長沼1917番地  
名称 有限会社森農機電気商会  
代表者 代表取締役 森 久雄

## 第90号議案

### 専決処分の承認を求めることについて

平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩





稲城市告示第80号

専 決 処 分 書

平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年11月21日

稲城市長 高 橋 勝 浩

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,660,892千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日

稲城市長 高橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 都 支 出 金		5,160,294	34,034	5,194,328
	3 委 託 金	186,523	34,034	220,557
歳 入 合 計		36,626,858	34,034	36,660,892

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		3,237,020	34,034	3,271,054
	4 選 挙 費	39,646	34,034	73,680
歳 出 合 計		36,626,858	34,034	36,660,892



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第16款 都支出金 (補正額 34,034 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
3	委託金	186,523	34,034	220,557		
	1 総務費委託金	139,804	34,034	173,838		
					4 選挙費委託金	34,034
	計	5,160,294	34,034	5,194,328		

(単位：千円)

説 明	
(選挙管理委員会事務局)	34,034
衆議院議員選挙費委託金(10/10)	34,034
第16款 都 支 出 金	



歳 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 34,034 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
4	選 挙 費	39,646	34,034	73,680	0	34,034	0	0	0
	5 衆 議 院 議 員 選 挙 費	0	34,034	34,034	0	34,034	0	0	0
					0	34,034	0	0	0

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	2,191	1 衆議院議員選挙費 (選挙管理委員会事務局)	34,034
3 職員手当	12,184	1 報酬	2,191
7 賃金	1,611	その他報酬	2,191
8 報償費	149	投票管理者報酬 (期日前)	248
9 旅費	31	本庁舎 日額15,500円×1人×11日	
11 需用費	1,311	平尾 日額15,500円×1人×2日	
1 消耗品費	824	i プラザ 日額15,500円×1人×3日	
2 燃料費	422	投票管理者報酬	527
4 印刷製本費	65	日額15,500円×17人×2日	
12 役務費	3,543	投票立会人報酬 (期日前)	448
13 委託料	11,333	本庁舎 日額14,000円×2人×11日	
14 使用料及び賃借料	331	平尾 日額14,000円×2人×2日	
18 備品購入費	1,350	i プラザ 日額14,000円×2人×3日	
		投票立会人報酬	714
		開票管理者報酬	14
		13,500円×1人×1回	
		開票立会人報酬	240
		12,000円×20人×1回	
		3 職員手当	12,184
		時間外勤務手当	12,184
		7 賃金	1,611
		臨時職員賃金	1,611
		8 報償費	149
		ポスター掲示場設置謝礼	68
		2,700円×25箇所	
		啓発協力者謝礼	81
		2,700円×30人	
		9 旅費	31
		普通旅費	31
		11 需用費	1,311
		① 消耗品費	824
		選挙用	824
		② 燃料費	422
		選挙用	422
		④ 印刷製本費	65
		氏名等掲示印刷	65
		12 役務費	3,543
		手数料	1,059

第2款 総 務 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
4	(5衆議院議員選挙費)								
計		3,237,020	34,034	3,271,054	0	34,034	0	0	0

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		機器点検整備手数料	1,059
		通信運搬費	2,484
		郵便料	2,181
		臨時電話架設費	303
		<b>13委託料</b>	<b>11,333</b>
		期日前投票事務委託	2,102
		選挙システム技術支援委託	2,511
		ポスター掲示場設置撤去委託	3,189
		入場整理券作成封入封かん委託	1,134
		期日前投票所設営撤去委託	184
		投票所資機材搬送委託	454
		開票所設営撤去委託	432
		庁舎設備選挙対応委託	229
		選挙公報配布委託	575
		市広報選挙特集号作成委託	165
		点字・声の広報作成委託	70
		市広報選挙特集号配布委託	288
		<b>14使用料及び賃借料</b>	<b>331</b>
		電子複写機賃借料	54
		レンタカー使用料	108
		携帯電話賃借料	145
		自動車借上料	24
		<b>18備品購入費</b>	<b>1,350</b>
		選挙用	1,350

第2款 総 務 費



# 給与費明細書

## 1 特別職

(単位:千円)

区 分	職員数 人	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計				
補 正 後	その他の 特別職	918	450,490	—	—	—	450,490	62,606	513,096	
補 正 前	その他の 特別職	820	448,299	—	—	—	448,299	62,606	510,905	
比 較	その他の 特別職	98	2,191	—	—	—	2,191	0	2,191	

2 一般職

(1) 総括

区 分	(再任用) 職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(30) 506	1,963,489	1,492,606	3,456,095
補 正 前	(30) 506	1,963,489	1,480,422	3,443,911
比 較	(0) 0	0	12,184	12,184

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当 手	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	48,429	308,863	54,579	37,880	4,625	163,881
	補 正 前	48,429	308,863	54,579	37,880	4,625	151,697
	比 較	0	0	0	0	0	12,184

再任用人数は外数であり、本表の職員数には含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	—	—	—	
職 員 手 当	12,184	衆議院議員選挙に伴う増分	12,184	衆議院議員選挙に伴う増分 12,184

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
631,981	4,088,076	
631,981	4,075,892	
0	12,184	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	義務教育等教員特別手当
4,934	0	778,678	20,520	24,300	120	45,620	177
4,934	0	778,678	20,520	24,300	120	45,620	177
0	0	0	0	0	0	0	0

(単位 千円)

備 考
時間外勤務手当 衆議院議員選挙に伴う時間外勤務手当